

やっと出した回答がこれか!? **「コロナ感染防止対策」のサービックの実態!**

3月24日、サービック本社から「新型コロナウイルス感染拡大防止に関する緊急申し入れ」に対する回答がありました。

緊急申し入れは、昨年12月16日に第5号、1月13日に第7号を申し入れています。実に3ヶ月経って、サービック本社はやっと回答してきました。

昨年12月、サービック社員が新型コロナウイルスに感染したこともあり、サービックにおける新型コロナウイルス感染拡大防止対策を早急に講じるように申し入れました。具体的には「全事業所における自宅待機の実施」「全事業所における検温の実施」「検温を勤務時間内で実施できない場合は、5分間の超勤か、退出時刻を5分間早める」「新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者に指定された場合の勤務認証は、賃金を100%補償した自宅待機にする」などです。

不誠実な回答ということとは **コロナ感染拡大防止対策を講じてないことだ!**

- ①現在、検温を実施しているのは第二事業所だけです。そこで、全事業所において検温を実施するように申し入れました。しかし回答は「全社員に対して検温を実施する予定はない」でした。
- ②第二事業所における検温は各自が点呼前に検温している実態があります。そこで、5分間の超勤か、退出時刻を5分間早めることを申し入れました。しかし回答は「検温については必要な時間は労働時間として確保している」でした。
- ③新型コロナウイルスに感染した場合、濃厚接触者に指定された場合、体温が37.5℃以上ある場合で、出勤できない場合の賃金は60%です。そこで、賃金を100%補償するように申し入れました。しかし回答は「そのような考えはない」でした。

以上のように、サービック本社の回答は、3カ月もの時間を要しながら不誠実な内容に終始しました。この不誠実な回答というのは、サービックが新型コロナウイルス感染拡大防止対策を適切に講じてなく、これからも講じないことを如実に明らかにしたことになります。

